

## 津市創業資金融資に係る補給金交付要綱

平成29年3月31日訓第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内において創業する者の経営の安定及び事業の発展を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補給金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補給金の名称等)

第2条 補給金の名称、交付の目的、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(交付申請の期限等)

第3条 規則第3条第1項の別に定める期日及び同項第4号の市長が必要と認める書類は、別に定める。

(申請の取下げ)

第4条 規則第7条の市長が定める期日は、補給金の交付の申請をした者が規則第6条各項の規定による決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に創業に係る融資を受ける者について適用する。

別表（第2条関係）

補給金の名称	交付の目的	交付対象経費	交付限度額	交付の対象となる者
創業資金融資 保証料補給金	創業する者が受けた資金の融資に係る保証料又は利子を補給することにより、経営の安定及び	三重県中小企業融資制度のうち、創業・再挑戦アシスト資金融資要綱の規定に基づく融資を受けた者が、当該融資を受けるために三重県信用保証協会に支払った保証料	交付対象経費に相当する額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）	融資の実行日において、本市の区域内に主たる事務所若しくは事業所を有し、創業後5年未満の者又は新たに事務所若しくは事業所を設置し創業しようとする者とする。ただし、次のいずれかに該当
創業資金融資 利子補給金	事業の発展を図る。	株式会社日本政策金融公庫の新企業育成貸付制度、新企業育成・事業安定等貸付制度、企業活力強化貸付制度又は食品貸付制度に基づく融資（融資の金額が1,500万円以内であって、融資期間が10年以内（当該期間のうち据置期間が1年以内に限る。）のものに限る。）を受けた者が、当該融資の実行に伴い支払った利子	前年度の1月1日から当該年度の12月31日までに支払った利子の総額に1.0パーセントを乗じて得た額を融資に係る約定利率で除して得た額（当該融資に係る最初の返済日の属する月から36月を超えない期間を限度とし、その総額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。）	する者を除く。 (1) 既に創業資金融資保証料補給金又は創業資金融資利子補給金のいずれかの交付を受けている者 (2) 創業資金融資保証料補給金又は創業資金融資利子補給金の交付を受けた者からこれらの補給金の交付の対象となった融資資金を運用して行った事業を譲り受けた者その他これらの補給金の交付を受けた者と同一とみなされる者